

浮間サッカークラブ会則

第一章 総則

第1条 名称

本クラブの名称は、浮間サッカークラブ（略称「浮間 SC」、以下「クラブ」という）とする。

第2条 目的

クラブはサッカーを通して、クラブ員の心身の健全な育成と技術向上、およびクラブ会員相互およびコーチ陣との親睦を図ることを目的とする。

第二章 クラブ

第3条 クラブ員・会員の構成

クラブ員は、小学校 1 年生から小学校 6 年生の児童までとする。

会員は、クラブ員の保護者とする。

ただし、総会（臨時総会含む）における議決権は保護者が有し、議決権数はクラブ員つき 1 票とする。

但し、未就学児童については、正式会員では無く、練習生として練習参加のみを受け入れ、クラブからの支給品は無いものとする。

クラブ費免除、スポーツ保険加入義務付けは継承する。しかし、正式会員となる就学生になって入部する初年度のスポーツ保険加入費は個人負担とし、2 年目以降については継続会員として免除する。

第4条 入会

クラブの入会資格は、小学校 6 年生までの健康な未就学児・児童で、保護者の同意を得た者とする。

クラブへの入会は、所定の入会届けをクラブ側で受理した時点で認められるものとする。

入会届は別紙様式とする。

新年度(4月)から2ヶ月以内に正式入部された3年生までの部員へクラブより練習用サッカーボールを差し上げる。

第5条 登録

クラブ加入登録期間は、入会を承認された日からその年度末日までとし毎年度これを更新する。

第6条 退会

クラブからの退会は、所定の退会届けをクラブ側で受理した時点で認められるものとする。

退会届は別紙様式とする。

第7条 資格の喪失

クラブ員に以下の事由があった場合、役員会の協議の上、資格を喪失させることができる。

(1) やむを得ない事情なく会費を 3 カ月滞納したとき

(2) クラブの目的遂行に非協力的であるとき

(3) その他、クラブの趣旨に反し、役員会が協議の上、不適格と認められるとき

第8条 休会

クラブ活動を3カ月以上欠席する場合は、所定の休会届をクラブ側で受理した時点で認められるものとする。休会届は別紙様式とする。

休会中は部費免除とする。ただし休会は一年を限度とする。

第9条 保険加入

全てのクラブ員は、入会時は保険料個人負担にて、スポーツ安全保険（以下「保険」という）に加入しなければならない。また、入会後の年度更新保険料はクラブ負担とする。

当年4月1日～翌年3月31日が保険の有効期間である。

第三章 会議

第10条 定期総会

- (1) クラブの定期総会は、6月と翌年3月に開催する。
- (2) 定期総会は、クラブ会員の過半数以上の出席において成立する。
欠席の時は、委任状の提出において委任することができる。
委任状は、別紙様式とする。

第11条 臨時総会

- (1) 会長もしくは役員が必要と認めるときは、臨時総会を開催する。
- (2) 臨時総会は、クラブ会員の過半数以上の出席において成立する。
欠席の時は、委任状の提出において委任することができる。
委任状は、別紙様式とする。

第12条 役員会議

- (1) 会長が必要と認めるときは、役員会議を開催する。
- (2) 役員会議は、役員の3分の2以上の出席において成立する。
欠席の時は、委任状の提出において委任することができる。
委任状は、別紙様式とする。

第13条 コーチ会議

会長ならびに議題応じて役員とコーチが必要と認めるときは、コーチ会議を開催する。

第四章 クラブ運営

第14条 役員の構成

- (1) クラブは次の役員をおく。
 - ・会長1名（最高学年より選出する）
 - ・副会長6名（各学年より選出する）
 - ・会計1名、会計補佐1名（保険担当が兼任する）
 - ・渉外1名
 - ・保険1名
 - ・書記1名1年生の副会長も速やかに1年生より選出するが、6月末までは2年生の副会長が補助として兼任し協力する。

第15条 クラブ運営

- (1) 会長は、クラブを代表しクラブ運営を統括する。
- (2) 団体代表は、サッカー協会及びその関連団体に対して、クラブを代表してクラブの活動を推進する。また、会長は団体代表を兼任する。
- (3) 副代表は、代表を補佐し、クラブの活動を推進する。また副代表は最高学年の副会長を兼任する。

(4)コーチは、サッカーの指導、指導者の育成及び指導・助言を行うと共にクラブの活動を推進する。

第 16 条 役員の選出

役員は、各学年毎の推薦により選出し、定期総会にて承認する。

第 17 条 役員の任務

- (1)会長（クラブを代表し、会務を総括する）
- (2)副会長（会長を補佐し、会長に事由があるときにはこれを代行する）
- (3)会計、会計補佐（予算の立案、出納およびその他の会計事務を司る）
- (4)渉外（外部と連絡を取り、交渉や折衝を行う）
- (5)保険（クラブ員の保険加入を行う）
- (6)書記（各種書類の作成を行う）

第 18 条 役員の解任

- (1)クラブ役員としてふさわしくない時は、解任する事ができる。
- (2)役員の解任は、定期総会または、臨時総会において審議し、出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

第 19 条 役員の任期

- (1)役員の任期は、1 年とする。ただし再任は防げない。
- (2)役員に欠員が生じた時はその学年から補充する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会計

第 20 条 会計年度

会計年度は、4 月 1 日より 3 月 3 1 日迄とする。

第 21 条 部費

クラブの活動は、クラブ員の部費により運営するものとする。毎月の部費は次の金額とし、部員一人あたり月額 2,000 円とし、年 3 回に分け、1 回につき 8,000 円を納入する。引落時期は 4 月、8 月、12 月とする。

また、収支状況に応じて会長並びに会計・会計補佐の決定・承認により徴収額を変更することができる。ただし、同条記載の月額を上限とする。

上限を超える場合は、定期総会または、臨時総会において審議し、出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

但し、未就学児童（練習生）については部費を徴収しない。

第 22 条 活動費

大会および練習試合等の対外活動時にかかった経費は、クラブ会員が領収書・レシートまたは利用した金額が明確である内容書を添えて、会計に請求することができる。ただし、1 回の利用金額で ¥20,000 円を超える場合は、事前に会長並びに会計の許可を必要とする。精算書は別紙様式とする。

東京都サッカー協会への選手登録費用については、登録有無を部員が選択することができる為年度毎の登録費は自己負担とする。

第 23 条 慶弔見舞金

クラブ員、会員および協会関係者に不幸があった場合には、以下の範囲で慶弔見舞金をクラブの費用から負担するものとする。

- (1)部員の 5 日以上の入院 1 回 ¥5,000 円
- (2)コーチの 5 日以上の入院 1 回 ¥5,000 円
- (3)部員および会員の死亡 10,000 円
- (4)コーチの死亡 ¥10,000 円
- (5)他クラブ代表およびコーチの死亡 ¥5,000 円(役員によって判断する)
- (6)協会理事、運営委員の死亡 ¥5,000 円(役員によって判断する)

第六章 その他

第 24 条 ユニホーム

- (1)試合用ユニホームは、部費により購入し、クラブ所有とし、クラブ会員は管理者の注意義務をもってこれを管理する。やむを得ない理由なくこれを破損、もしくは紛失した場合は被貸与者が弁済するものとする。
- (2)ユニホームの購入、修復については会長およびコーチがその必要性を認めた場合行うものとする。
- (3)サイズ変更の必要が生じた場合は随時被貸与者から学年副会長に依頼し、現存する在庫の範囲内にてユニホームの変更を行うものとする。
- (4)試合用ソックスは、個人所有とし、個人負担で購入するものとする。

第 25 条 クラブ責任

クラブは、事故の無い様、細心の注意を払って活動を行うものとするが、練習中、試合中および移動中に万が一事故が発生した場合には、前条の保険範囲内で補償するものとする。よって、部員および会員は、クラブに責任を追及しないものとする。

第 26 条 会則の改正

本会則は、全役員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ改正できない。本会則は、定期総会口もしくは臨時総会において過半数以上の同意を得なければ改正できない。

第 27 条 その他

運営の細則及び本会則に定めのない事項については、別途定めるものとする。

付則

この会則は 2022 年 5 月 1 日より施行する。

平成 12 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 6 月 20 日改定
令和 4 年 4 月 24 日改定
令和 4 年 5 月 15 日改定

【改訂履歴】

令和4年4月24日改定

【改定前】

第二章 クラブ

第3条 クラブ員・会員の構成

クラブ員は、未就学児（5歳以上）から小学校6年生の児童までとする。会員は、クラブ員の保護者とする。
ただし、総会（臨時総会含む）における議決権は保護者が有し、議決権数はクラブ員つき1票とする。

【改定後】

第3条 クラブ員・会員の構成

クラブ員は、小学校1年生から小学校6年生の児童までとする。

会員は、クラブ員の保護者とする。

ただし、総会（臨時総会含む）における議決権は保護者が有し、議決権数はクラブ員つき1票とする。

但し、未就学児童については、正式会員では無く、練習生として練習参加のみを受け入れ、クラブからの支給品は無いものとする。

クラブ費免除、スポーツ保険加入義務付けは継承する。しかし、正式会員となる就学生になって入部する初年度のスポーツ保険加入費は個人負担とし、2年目以降については継続会員として免除する。

【改定前】

第23条 特別会計

会長もしくは会計が必要と認めるときは、特別会計を設けることができる。

特別会計は、その都度計上、精算し役員会にて報告する。

【改定後】

第23条 特別会計 削除

令和4年5月15日改定

第4条 新年度新規入部者へのボール支給 条項追加

新年度(4月)から2ヶ月以内に正式入部された3年生までの部員へクラブより練習用サッカーボールを差し上げる。